

地方公共団体における 公共施設等の適正な管理の推進について

【第44回 国と地方のシステムWG 御説明資料】

令和7年11月18日(火)
総務省自治財政局財務調査課

公共施設等総合管理計画等の策定及び見直しの推進

背景

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

- 各地方公共団体は、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」を策定している。
- また、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める「個別施設計画」を策定している。

公共施設等総合管理計画の策定及び見直し

総務省所管

<公共施設等総合管理計画の内容>

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

⇒原則として平成28年度までに策定(全団体策定済み)

<公共施設等総合管理計画の見直し>

令和5年度までに、個別施設計画等を踏まえた見直しを行うよう要請

⇒令和7年3月末時点において、99.4%の団体の見直しが完了

→見直し完了団体における、不断の見直しによる総合管理計画の内容の充実と、総合管理計画等に基づく公共施設等の適正管理の積極的な取組を推進

個別施設計画の策定

各施設所管省庁所管

<個別施設計画の内容>

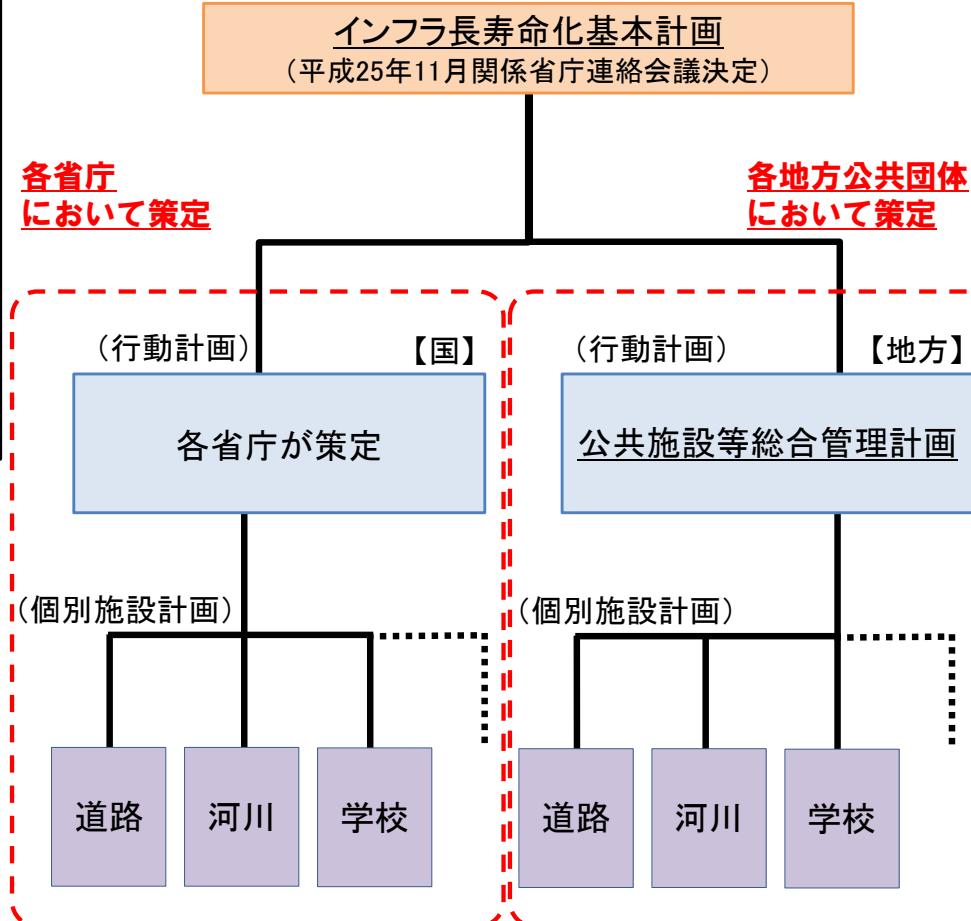
公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策(※)の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

⇒令和4年度までに策定を行うよう各省において要請

※維持管理・更新等に係る対策

次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

【インフラ長寿命化計画の体系】



公共施設等適正管理推進事業

公共施設等の適正管理

- 過去に建設された公共施設等が今後、大量に更新時期を迎える一方、地方団体の財政は依然として厳しい状況にある
- そのため、地方団体において、長期的な視点をもって施設の更新・統廃合・長寿命化などに取り組めるよう、「公共施設等適正管理推進事業債」により取組を推進

公共施設等適正管理推進事業債

【対象事業】※公共施設等総合管理計画等に位置づけることが必要

- ① 集約化・複合化事業 ※延床面積や維持管理経費等の減少する場合に限る

(1) 集約化・複合化施設整備事業

(2) 集約化・複合化等に伴う除却事業(機能統合等に伴うものを含む) **【R7拡充】**

- ② 長寿命化事業

・ 公公用の建築物

施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業

・ 社会基盤施設

所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(一定規模以下等の事業)

道路、河川管理施設(水門、堤防、ダム(本体、放流設備、観測設備、通報設備等))、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設

- ③ 転用事業

- ④ 立地適正化事業

- ⑤ ユニバーサルデザイン化事業

- ⑥ 除却事業

【充当率】 90%

【元利償還金に対する交付税措置率】

① : 50% ((2)は、対象事業費から除却施設にかかる土地価格相当分を控除した額を対象)

②～⑤: 財政力に応じて30～50%

⑥: 交付税措置なし

【事業期間】 令和8年度まで

【令和7年度事業費】 5,000億円

